

神領（大津）県営住宅除草等業務仕様書

（業務の適用）

第1条 本仕様書は、滋賀県（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対し委託する「令和6年度第J-13号 神領（大津）県営住宅除草等業務（以下「本業務」という。）」に関し適用する。

（目的）

第2条 本業務は、神領（大津）県営住宅（別添図の範囲に限る。）の除草等を目的とする。

（業務対象区域）

第3条 本業務の対象区域は神領（大津）県営住宅（大津市三大寺8番地先：別添図参照）とする。

（業務概要）

第4条 本業務の業務概要は、下記および別添図（2葉）のとおりとする。

（1）雑草の除草

1. 雑草の除草（除草面積：約 3,350 m²）
2. 低木の伐採（株立（幹周5cm×8本）×10株程度）
3. 除草した雑草および伐採した低木の処分

（準拠する関係法令等）

第5条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関係法令を遵守すること。

（業務遂行上の特記事項）

第6条 本業務の実施にあたっては、次の内容を遵守すること。

- （1）監督職員の指示に従い、業務着手前および業務完了時の写真を撮影し、業務完了時に提出すること。
- （2）本業務の実施にあたり必要な手続き（道路使用許可等）については、乙において手続きを行うこと。
- （3）一般の通行に支障がないよう、交通誘導員等の配置を行うこと。
- （4）除草により生じた発生材は適正に処分すること。なお、敷地内で焼却したり埋設することは一切認めない。
- （5）本業務の実施にあたっては、風向き等に留意し、近隣に迷惑を及ぼさぬよう配慮すること。
- （6）本業務により、万一、近隣建物および工作物等に損傷を与えたり、その機能を低下させた場合は、乙の責任において現状に復旧すること。
- （7）日々の業務完了時には道路の清掃を行うこと。
- （8）除草剤の使用は認めない。

（疑義）

第7条 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合は、甲乙双方協議の上、甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(業務計画)

第8条 乙は、本業務の実施にあたって、次の書類を甲に提出して、甲の承諾を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 業務着手届

(関係官公署との折衝)

第9条 本業務遂行のために関係官公署との折衝が必要な場合は、甲の指示を受けて折衝するものとする。

(損害賠償)

第10条 本業務遂行中に甲ならびに第三者に損害を与えた場合は、直ちにその状況および内容を連絡し指示に従うものとし、損害賠償等の責任は乙が負うものとする。

(作業経過の報告)

第11条 本業務の実施期間中において、乙は甲の指定する監督職員と緊密な連絡を保ち作業を遂行しなければならない。

(業務の完了検査)

第12条 本業務の完了にあたっては、甲の指定する検査を受けるものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、本業務遂行上で知りえた内容について、その一切を第三者に漏らしてはならない。

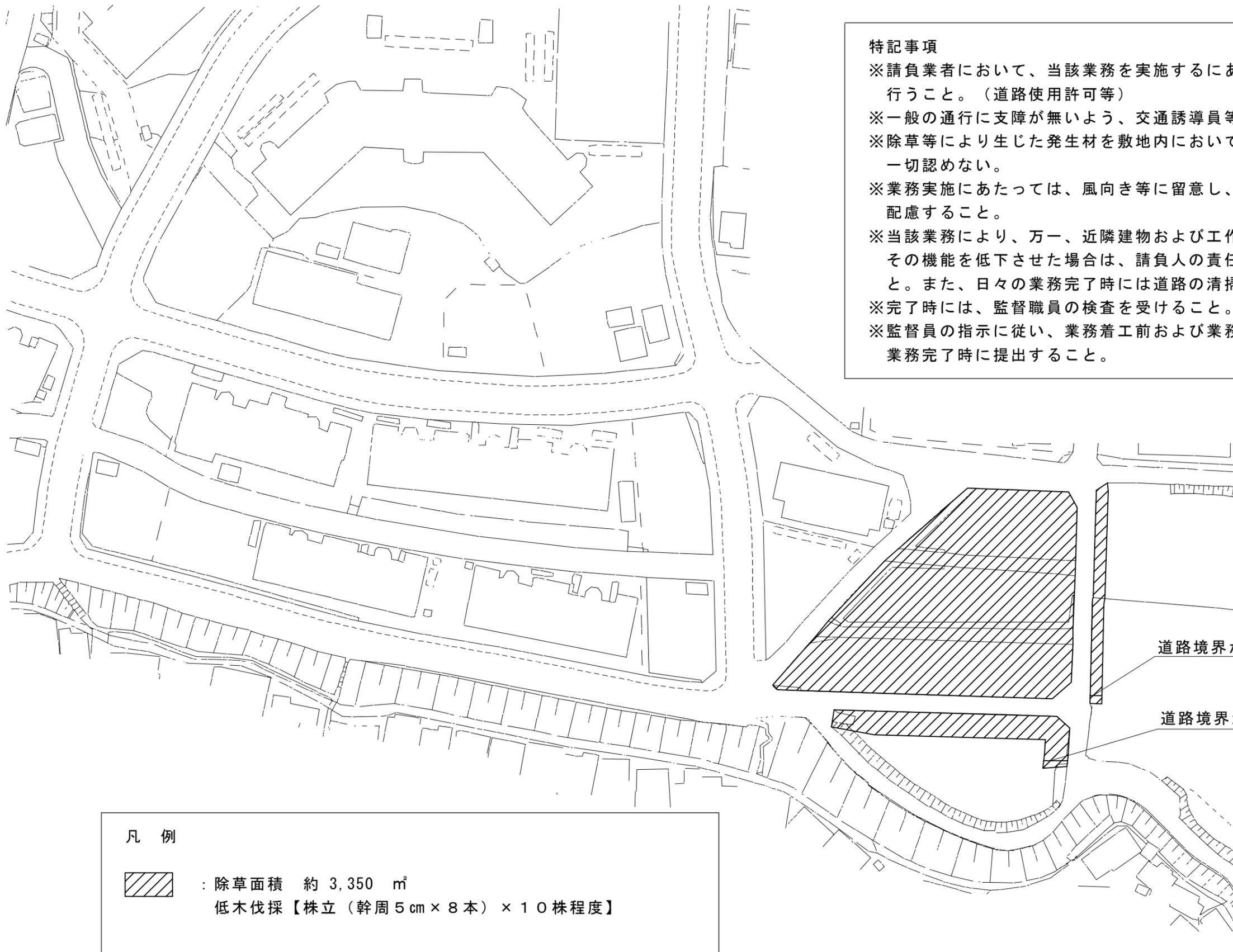


神領（大津）県営住宅

出典：国土地理院ウェブサイト

※上記を基に滋賀県土木交通部住宅課が作成

令和6年度 第J-13号	TITLE	SCALE	DATE	No.
神領（大津）県営住宅 除草等業務	付近見取図		R6.10	1 / 2
			滋賀県土木交通部住宅課	



特記事項
 ※請負業者において、当該業務を実施するにあたり必要な手続きを行うこと。（道路使用許可等）
 ※一般の通行に支障が無いよう、交通誘導員等の配置を行うこと。
 ※除草等により生じた発生材を敷地内において焼却したり埋設することは一切認めない。
 ※業務実施にあたっては、風向き等に留意し、近隣に迷惑を及ぼさぬよう配慮すること。
 ※当該業務により、万一、近隣建物および工作物に損傷を与えたり、その機能を低下させた場合は、請負人の責任において現状に復旧すること。また、日々の業務完了時には道路の清掃を行うこと。
 ※完了時には、監督職員の検査を受けること。
 ※監督員の指示に従い、業務着工前および業務完了時の写真を撮影し、業務完了時に提出すること。

凡 例

 : 除草面積 約 3,350 m²
 低木伐採【株立（幹周 5 cm × 8 本） × 10 株程度】

道路境界から 3 m の範囲

道路境界から 6 m の範囲

	令和 6 年度 第 J-13 号	TITLE	SCALE	DATE	滋賀県土木交通部住宅課	No. 2 / 2
	神領（大津）県営住宅 除草等業務	除草等位置図	1:1,000	R 6. 10		